

泉院の永承七年壬辰なり、そのころより力者の名は有けるなるべし、さて上にいへる觀音驗記なるは、清和天皇の御代とあり、太平記なるは、村上天皇應和三年の事をいへるなり、これみな後世より記したる事なれば、はやく清和村上天皇などの御時より、力者のとなへ有しとも定めがたくや、又今はれの時、乗物かく者、足ぶみして拍子とるわざあり、これももふるき事なり、わくらはの御法に、牛飼は新車に強牛をかけ、力者はいろく、に足をふみて、こしをかくと見えたり、又輿のみにもあらず、外の事をもなす力者、山槐記等に出たり、

〔蛙抄 車輿〕一四方輿間事

上皇攝關大臣以下公卿僧綱等、遠所之時、乗用之。○中

力者一手昇之、

著白直垂、真俗同之一手ト號スルハ六人也、前後各三人昇之、三人之内、中央ハ如常懸綱於

肩昇之、其左右兩人ハ、只取長柄也、前後共同之、遠所之時ハ、二手モ、三手モ、可召具也、一手之外ハ、只輿ノ前後ニ走行也、僧俗同之、長途之間、相替昇之、

〔太平記 二十四〕依山門噉訴公卿僉議事

我朝ニハ村上天皇ノ御宇應和元年ニ、天台法相ノ碩德ヲ召テ宗論有シニ、山門ヨリハ横川慈慧僧正、南都ヨリハ松室貞松房仲算已講ヲ被參ケル、豫參日ニ成シカバ、仲算既南都ヲ出テ上洛シ給ケルニ、時節木津河ノ水出テ、舟モ橋モナケレバ、如何セント、河ノ邊ニ輿ヲ昇居サセテ、案ジ煩給タル處ニ、怪氣ナル老翁一人現ジテ、○中水ハ深シ、智ハ淺シ、潛鱗水禽ニダニモ不及、以何可致宗論ト恥シメケル間、仲算誠ト思テ、十二人ノ力者ニ、只水中ヲ昇通セトゾ、下知シ給ヒケル、輿昇サラバトテ、水中ヲ昇テ通ルニ、サシモ侈シキ洪水、左右ニ賊ト分レテ、大河俄ニ陸地トナル、〔法然上人行狀畫圖 三十四〕三月○建永二年十六日に、花洛をいで、夷境におもむき給に、信濃國の御家人角張の成阿彌陀佛力者の棟梁として、最後の御ともなりとて御輿をかく、